

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 教育委員会の対応について

(令和2年4月17日現在)

○学校関係

1 4月5日までの臨時休業中の本市の状況

①3月2日から3月24日の期間

国の要請と県の通知を踏まえ、すべての市立小中学校を臨時休業とした。

3月19日には市内の全11小学校で、卒業式を規模を縮小して実施。

②3月25日から4月8日の期間

通常の学年末・学年始休業（春休み）としていた。

期間内に各校の事情に合わせて登校日を設け、修了式、離任式を実施した。

なお、この期間は臨時休業ではないため、学校預かりは行わなかった。

2 市立小学校、中学校の臨時休業再延長までの経緯について

①本市における新型コロナウイルス感染症患者発生

4月6日から4月19日までの期間について

4月5日、本市において感染症患者が発生したことを踏まえ、翌6日から4月19日までの間、小学校・中学校を臨時休業とすることを決定した。

休業期間中、保護者の就業などにより家庭での対応が困難な小学校新1年生～新3年生について、学校と学童保育で受入れ。日中家庭で過ごすことに不安のある新4年生以上、中学生についても学校で受入れ。

幼稚園、保育所、こども園は、臨時休業の措置をとらず通常通りとした。

②臨時休業再延長の決定

4月20日から5月6日までの期間について

4月13日に宮城県教育委員会から各市町村教育長に対し、臨時休業延長について強い協力依頼があったことや県内で感染が拡大傾向にあつて感染経路が明らかでない事例が増加。また、市内での感染症患者が発生したことなど注意が必要な段階であることを踏まえ、4月20日から5月6日までの間、小学校・中学校の臨時休業の延長を決定し、各校を通じ保護者に通知した。

幼稚園、保育所、こども園は、臨時休業の措置をとらず通常通りとした。

3 小・中学校の臨時休業における、児童・生徒の学校受入れと学童保育について

① 3月25日から4月9日の期間の受入れ

学校での受入れは行わず、学童保育において、登録している児童を長期休業における開所時間に準じた時間で受入れ。

② 4月10日から4月20日の期間の受入れ

学校での受入れについて 【登録者 302人】

<学童保育に登録していない児童>

学童保育に登録していない児童のうち、保護者の就業などにより日中1人で過ごすことになる1～3年生で、預かりを希望する場合は、平日の8時半～16時まで学校で受入れ。

<学童保育に登録している児童>

学童保育に登録している児童については、8時半～14時までは学校で受入れを行い、以降は通常どおり学童保育で受入れ。

③ 4月20日から5月6日の期間の受入れ

学校受入れ、学童保育ともに4月10日から4月20日の期間に準じた受入れ

④ 学校預かりに伴う特別支援教育支援員による預かり業務補助について

特別支援教育支援員のうち、希望する支援員を小学校へ再配置し、預かりの補助にあたる。

⑤ スクールバスの運行について

臨時休業中、スクールバスは運行しない。

4 入学式・始業式について

入学式・始業式は、学校再開後に実施する。（5月7日以降）

5 休業中の登校日

市内感染症患者発生から14日間で新たな発生がないことを確認のうえ、児童生徒の不安を減らし、生活リズムを整えて効果的な学習に取り組めるようにするため、休業中の登校日を実施。各学年とも登校日の初日はオリエンテーションを行う。

登校日には、スクールバスを運行する。

① 登校日

週に1回程度、1日1学年を登校させる。

・ 4月20日～4月24日の期間

小学2年生から中学3年生・・・新年度オリエンテーション（学年単位で実施）

小学1年生・・・・・・・・・・親子オリエンテーション

・ 4月27日～5月1日の期間

②オリエンテーションの内容（1時間程度）

<小学1年生>

- ・登下校時の通学経路を親子で確認する。
- ・説明 例) 担任との顔合わせ、休業中にやっておくべきこと（学習、生活習慣）
学校との連絡方法、学校生活の概要等、感染症防止対策の確認

<小学2年生から中学3年生>

- ・説明 例) 担任との顔合わせ、休業中の学習課題や取り組み方
臨時休業中の生活上の注意、感染症防止対策の確認

6 市立幼稚園・学校教職員に係る新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応

本市での感染症患者の発生、4月7日の国から緊急事態宣言を踏まえ、市内における感染拡大防止を徹底し、子供たちや教職員の健康を守るため、別紙のとおり取り扱うことを依頼した。

- (1)「気仙沼市職員及び庁舎における新型コロナウイルス感染症対応方針」（別紙）及び「派遣職員等に係る新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」の取扱いについて、市立幼稚園・学校教職員に準用するよう要請した。

あわせて、感染者発生時の対処フローを教育委員会として定めた。

対応フロー

学校関係者（児童生徒、教職員、児童生徒や教職員の同居家族）に感染者及び濃厚接触者と特定される者が出た場合には、次のフローにより、速やかに対処する。

なお、臨時休業期間中の場合は、臨時休業措置を除き準用する。

- ①本人や家族からの学校への報告あるいは保健所からの発生に関する連絡
- ②学校から市教委、保健所への連絡
- ②当該者への確認が可能な場合には、電話等により最小限の確認
- ②市教委から、保健所への連絡、対応の協議
- ②市教委から、県教委に報告（濃厚接触者も）
- ②学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に説明メール等を発信（休業中は除く）
- ②学校は、家庭学習の準備・配布（下校前に不可能ならば、メール等で）
- ②学校は、できるだけ速やかに、児童生徒及び教職員を下校させる。
- ③保健所の指示がある場合には、学校は、当該者や職員等から接触情報を収集（電話等）
- ③市教委は、接触情報を保健所に連絡
- ③学校、市教委は、保健所指導への対応
- ③市教委は、学校休業の範囲や期間等を決定
- ③市教委は、プライバシーに配慮した上で、保護者に説明文書を配布
- ③市教委は、感染者の発生を市内学校に通知

- ④濃厚接触者の特定があった場合、学校は出席停止、出勤停止を指示（原則 14 日間）
- ⑤市教委は、校内消毒の業者を検討
- ⑥保健所の指示がある場合には、学校は、濃厚接触者の状況を随時確認
- ⑦市教委は、学校再開・臨時休業延長について判断

(2)帰省の自粛

市立幼稚園・学校教職員の帰省等についても、極力、自粛を要請した。

やむを得ない事情により帰省する場合は、所属長に事前報告するとともに、緊急事態宣言対象地域に滞在した場合に限り、帰省後 2 週間について自宅待機（特別休暇）とした。

なお、自粛要請の期限については 5 月 10 日までとするが、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じ、期限を延長する場合もあるとした。

○社会教育関係

社会教育施設について

公民館、図書館、市民会館、はまなすの館及び体育館は、ゴールデンウィークまでを極めて重要な時期と捉え、4 月 6 日から 5 月 10 日までの間、貸館及び主催行事を中止する。

併せて、市民に不要不急の外出自粛を要請していることから、ラウンジ等のフリースペースや運動場等の屋外施設を含め、原則として利用中止とする。

なお、学校開放についても、5 月 10 日までの間、休止とする。

新型コロナウイルス感染症対応等

教育委員会関係分

No.	質 問	回 答	回答課
1	市立小中学校の休業の経緯について	<p>全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されたことに伴い、県において3月2日から3月24日までの間、臨時休業とすることを決定し、各市町村教育委員会においても適切に対応するよう通知があったことを踏まえ、本市においても同期間中すべての市立小中学校を臨時休業とすることを決定しました。</p> <p>その後、3月25日から4月7日までの春季休業を経て、4月8日から授業開始を予定していました。しかし、4月5日に市内で感染者が発生したことを受け、感染者の感染経路が特定できない状況であることから、子供への感染拡大を防止するため、4月19日まで休業を延長することとしました。</p> <p>更に、4月13日に県教育委員会から臨時休業の延長についての協力依頼があったことを受け、5月6日まで臨時休業の延長措置を取りました。</p>	学校教育課 子ども家庭課
2	市立幼稚園及び保育所等の状況について	市立幼稚園、保育所等については、臨時休業の措置をとらず、感染予防対策を講じたうえで、通常どおり開園（所）しています。	学校教育課
3	学校再開までの学校での預かりは、どのように行うのか。学童保育はどうなるのか。	<p>保護者の就業などにより、日中1人で過ごすことになる新1～新3年生のうち、預かりを希望する児童を基本として、4月10日～5月6日の平日、8時半～16時まで学校で受入れを行います。</p> <p>その際、家庭で検温及び健康観察を行い、その結果を「健康観察カード」に記入し、登校時にそのカードを教員が受け取り、全員の体調を確認します。</p> <p>また、集団感染発生の要因となる「密閉」「密集」「密接」を避け、原則マスクを着用し、咳エチケット、手洗いなどの基本的な感染症対策を行います。</p> <p>さらに、定期的に、ドアノブやトイレなどの消毒を行います。</p> <p>なお、学童保育については、学校や保育所等と同様に感染予防対策を講じたうえで、通常どおり行います。</p>	学校教育課 子ども家庭課
4	学校再開の時期や再開した場合の感染症予防対策はどうするのか。	<p>現時点では、学校再開を5月7日に予定しています。始業式、入学式は、学校再開後に実施します。</p> <p>なお、4月20日以降、週1回程度の登校日を設定します。うち1回は新年度オリエンテーションとして、4月20日～4月24日に実施します。</p> <p>学校再開後は、「学校での預かり」の時と同様、「健康観察カード」の記入、登校時の教員による健康観察を実施するとともに、集団発生要因の排除や消毒等を実施します。</p> <p>また、スクールバスについては、児童・生徒のマスク着用徹底、健康観察カードのチェックのほか、バス業者に対して車内の消毒や換気、乗務員就業前の検温等などの感染予防対策を要請し、運行します。</p>	学校教育課 教育総務課

新型コロナウイルス感染症対応等

教育委員会関係分

No.	質 問	回 答	回答課
5	臨時休業中の学習について。	<p>新年度の教科書を配付し、児童・生徒へ学習課題を提供しています。</p> <p>また、県総合教育センターHP「みやぎ単元問題ライブラリー」、文科省HP「子供の学び応援サイト」を活用するよう、家庭にも情報提供をしています。</p> <p>なお、新年度オリエンテーションの際に、学習課題の確認や、学習の取り組み方等についても指導します。</p>	学校教育課
6	市内小中学校において児童・生徒・教職員に感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応は。	<p>感染した児童生徒及び教職員は出席（勤）停止とし、他の児童生徒や教職員が濃厚接触者にあたりと特定された場合も出席（勤）停止とする方針です。</p> <p>また、感染者及び濃厚接触者が特定された場合、学校における活動の様態、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を保健所等と確認し合い、学校の全部又は一部の臨時休業を実施します。</p>	学校教育課
7	現在の市立幼稚園の対応はどうなっているか。また、私立幼稚園（4園）との連携や情報の共有状況はどうなっているか。	<p>市立幼稚園に関しては、通常どおり開園しています。市立幼稚園は、4月8日に始業式を行い、入園式については唐桑地区は9日、本吉地区については10日に行っています。</p> <p>通常の保育に関しては、密閉・密集・密接が重ならない方策を講じ、感染症防止対策を徹底させます。</p> <p>私立幼稚園に対しては、市立学校保護者あての文書を参考資料として提供するとともに、市立幼稚園の状況を伝えるなどして、情報共有しています。</p>	学校教育課
8	公民館、図書館、体育館等の施設は利用できますか。	<p>公民館、図書館、市民会館、はまなすの館、八瀬地域郷土文化保存伝承館及び体育館は、4月6日(月)から5月10日(日)までの間、貸館を中止しております。併せて、市民の皆様には不要不急の外出自粛をお願いしていることから、ラウンジ等のフリースペースや運動場等の屋外施設を含め、原則として利用中止としております。</p>	生涯学習課
9	公民館等を使って総会、会議等を行う予定でしたが、必ず行わなくてはならない会議であっても利用できませんか。	<p>市主催のイベントや会議等については、ゴールデンウィークまでが極めて重要な時期であることから、4月6日(月)から5月10日(日)までの間、原則として中止又は延期することとし、併せて、市主催以外の集会等も自粛を要請しているところです。5月10日以降に延期を検討していただきたいと思っております。</p> <p>現時点では、公民館等の利用は5月11日(月)から再開する予定です。5月11日以降の貸館の申請については利用中止期間中も受け付けておりますが、今後の状況により、申請受付後に利用をお断りすることもありますので、ご了承ください。</p>	生涯学習課